

市民税・県民税・森林環境税申告の手引き

十日町市



今年の市民税・県民税・森林環境税の申告期限は、**令和7年3月17日（月）**です。

1. 申告の際に必要なもの

1. マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認に必要な書類（運転免許証など）
 2. 給与・年金収入のある方は、源泉徴収票、給与明細書または支払証明書など
 3. 営業等・農業・不動産の収入がある方は、収支内訳書★
 4. 2、3以外の収入がある場合、収入金額、必要経費の分かるもの
 5. 生命保険・地震保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金・国民年金基金・任意継続などの各種保険料の支払額を証明できる書類（源泉徴収票に記載がある場合は不要です。）
 6. 医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受ける方は、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書★
 7. 障害者控除の適用を受ける方は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・年齢65歳以上で十日町市長の認定を受けた場合は「障がい者控除対象者認定書」
 8. 寄附金税額控除を受ける方は、領収書または証明書
（ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を提出されていても、市民税・県民税・森林環境税申告書を提出される場合は、領収書または証明書が必要です。）
 9. 所得税の還付申告をする場合は、申告者名義の金融機関口座がわかるもの
 10. 利用者識別番号の分かるもの（税務署からのお知らせハガキなど）
- ※★印がついている書類はあらかじめ作成してきてください。
- ※9、10は申告相談会にご来場いただく場合のみ必要です。

2. 提出方法

ご自身で申告書を作成した方は下記のいずれかの方法で提出してください。

●郵送提出

郵送先：〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市役所 税務課 市民税係

- ・添付書類は申告書の所定の位置に貼り付けるか、同封してください。（添付書類はお返ししません。）
- ・受付印を押した申告書の控えが必要な方は返信用封筒を同封してください。
- ・右下の切り取り線を切って、封筒に貼ってご利用ください。

●窓口にて持参して提出

本庁舎税務課 13 番窓口 もしくは 各支所地域振興課市民係窓口

- ・申告相談会開催期間中（令和7年2月7日から3月14日まで）であれば相談会場内でも提出が可能です。

- ・市民税・県民税・森林環境税の申告に関するお問合せ先
十日町市役所 税務課 市民税係
電話：025-757-3716
- ・所得税の確定申告に関するお問合せ先
十日町税務署
電話：025-752-3181

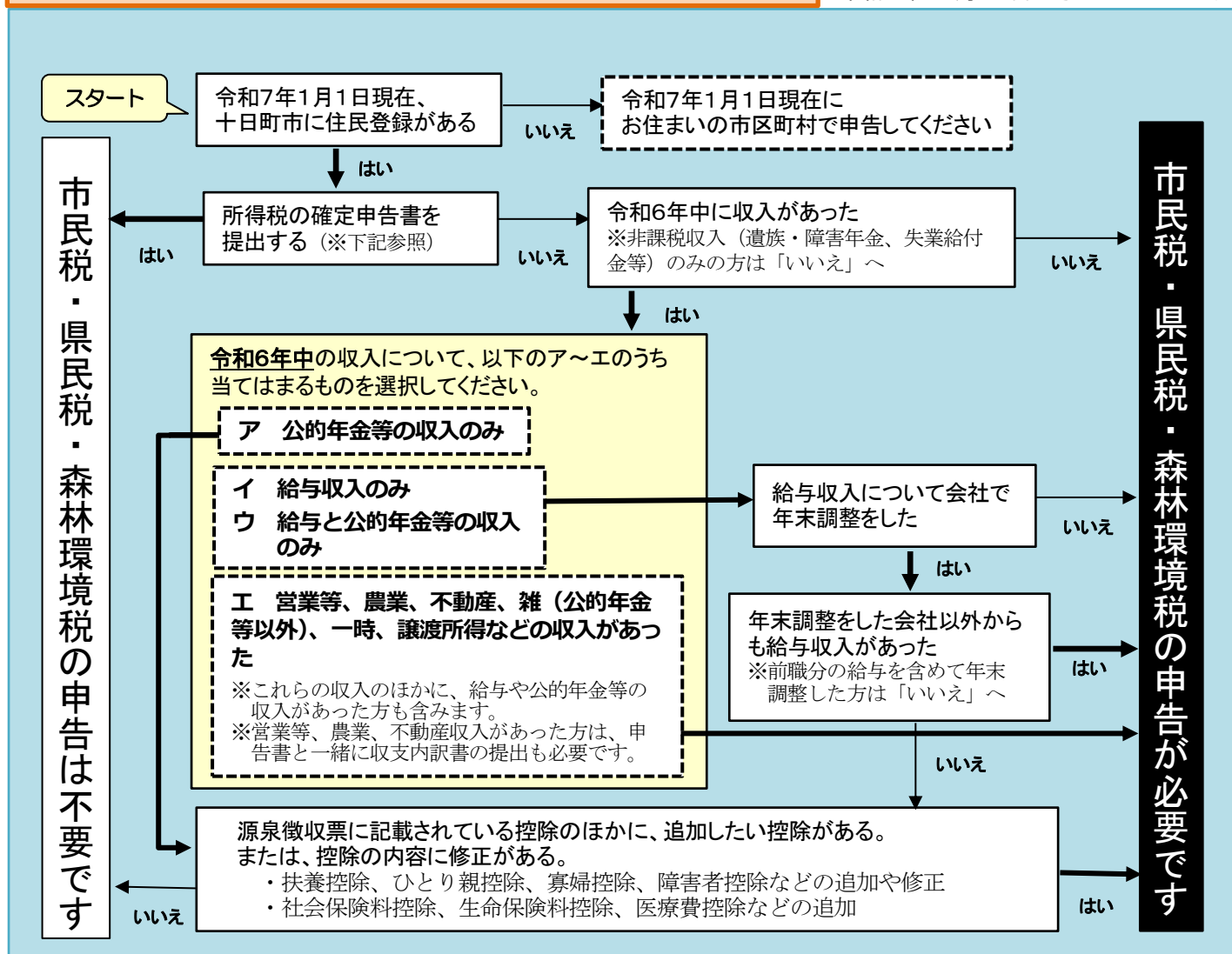
948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所税務課市民税係 あて

あなたは申告が必要か図で確認してみましょう

※令和6年中とは、令和6年1月1日から
令和6年12月31日までのことをいいます。



上の図で、「確定申告書を提出する」方は、十日町税務署で申告をお願いします。

※下の(1)～(4)に当てはまる場合は、確定申告が必要となります。

- (1) 所得税を納付する方（公的年金等の収入のみで支払総額が400万円以下の方を除く。）、所得税の還付を受ける方
- (2) 給与所得者で、年末調整された給与以外の所得（年末調整されていない給与収入、営業等、農業、報酬、地代・家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が **20万円を超える方**
- (3) 公的年金等の収入金額が400万円以下の年金所得者で、公的年金に係る雑所得以外の所得（給与、営業等、農業、報酬、地代・家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が **20万円を超える方**
- (4) 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方、分離課税所得（9ページ参照）がある方、損失の繰越控除を受取る方

所得税の確定申告に関するお問合せ先

十日町税務署

電話(025)-752-3181

令和6年中に収入がなかった方（遺族年金・障害年金受給者を含む）

令和6年中に収入がなかった方、遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方、市外在住の親族に扶養されていた方についても、市民税・県民税・森林環境税の申告をお願いします。申告書うら面 **17** 欄の該当する項目について記入してください。

申告書の提出がない場合は、所得のない証明、非課税証明などの交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料のほか、医療・福祉・保育などの算定や判定において不利益が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

市民税・県民税・森林環境税申告書の記入例

◎令和6年1月1日から令和6年12月31日までの状況について、4ページからの説明をよく読み、記入順に沿って記入しましょう。

十日町市長あて
令和 年 月 日提出

令和7年度（6年分）市民税・県民税・森林環境税申告書

記入順 1

現住所	フリガナ	記入順 1
7年1月1日(同上)	氏名	
現在の住所	個人番号	← 申告者のマイナンバーを記入してください。
業種又は職業	生年月日	
電話番号	大・昭平・令	

前年中に収入がなかった方等はうら面「17 通欄」に記入してください。

記入順 3

国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
国民年金	その他()	社会保険料合計
新生命保険料	新個人年金保険料	介護医療保険料
旧生命保険料	旧個人年金保険料	
地震保険料	地震保険料	旧長期損害保険料
ひとり親控除	ひとり親控除	寡婦控除
勤労学生控除	学校名	障害の程度
障害者控除	氏名	障害の程度
配偶者控除	氏名	配偶者の合計所得
配偶者特別控除	氏名	氏名
扶養控除	氏名	氏名
雑損控除	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額
医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額

記入順 2

事業	営業等	ア
不動産	ウ	
配当	エ	
給与	オ	
公的年金等	カ	
雑業	キ	
その他	ク	
短期	ケ	
長期	コ	
一時	サ	
事業	営業等	①
不動産	②	
利子	③	
配当	④	
給与	⑤	
金等	⑥	
雑業	⑦	
その他	⑧	
一時	⑨	
合計	⑩	

4・5ページ『収入金額等』『所得金額』について参照

記入順 4

社会保険料控除	⑬
小規模企業共済等掛金控除	⑭
生命保険料控除	⑮
地震保険料控除	⑯
ひとり親・寡婦控除	⑰
勤労学生控除	⑱
障害者控除	⑲
配偶者控除	⑲
配偶者特別控除	⑲
扶養控除	⑳
基礎控除	㉑
⑬から㉑までの計	㉒
雑損控除	㉓
医療費控除	㉔
合計	㉕

5 給与所得と公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税・森林環境税の納付方法

☐ 給与から天引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

うら面にも記入欄があります。

6～9ページ『所得から差し引かれる金額』について参照

『収入金額等』『所得金額』について

記入順 2

収入の種類ごとに収入金額・所得金額を計算し、申告書の該当する欄に記入します。

収入の種類			所得の算出方法	申告書の記入欄		
				おもて面		うら面
				1 収入金額	2 所得金額	
事業	営業等	販売、製造、飲食、建設、サービス業、外交員、大工などによる収入	所得金額＝収入金額－必要経費 ★収入・必要経費の内訳は、別紙『収支内訳書』に記入します。必要な方は税務課まで。 ★必要経費には、収入を得るために要した費用や専従者控除などがあります。 ★専従者控除（青色申告者を除く。）は、事業専従者（あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、令和6年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している方）1人につき、次のAとBのいずれか少ない方の金額を必要経費とすることができます。 A…50万円（配偶者の場合は86万円） B…事業に係る所得の合計金額 ÷（事業専従者の数＋1）	ア	①	7 11
	農業	農産物の生産、家畜の飼育などによる収入	★事業専従者がいる場合は、申告書うら面 11 事業専従者に関する事項欄を記入します。 ★家内労働者等の場合、最高55万円まで経費が認められる特例があります。（詳しくは税務課市民税係へ）	イ	②	
	不動産		地代、家賃、土地や建物の権利金などによる収入		ウ	③
利子		源泉分離課税の対象とならない債権や預貯金の利子などの収入	所得金額＝収入金額		④	
配当		株式の配当、剰余金の分配金などによる収入	所得金額＝収入金額 －株式などの取得のために借り入れた負債の利子 ★上場株式等の配当等は、市民税・県民税があらかじめ特別徴収されるため、申告不要です。ただし、総合課税を選択する場合は記入します。	エ	⑤	8
給与		給料（アルバイト代、パート代含む）、賃金、賞与、事業専従者給与などの収入	所得金額＝収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除額 ★5ページの 表1 を用いて算出します。 ★源泉徴収票がない場合は、申告書うら面 6 給与と所得の内訳欄を記入し合計額を算出します。	オ	⑥	6
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金などの年金収入 ※遺族年金、障害年金は含めません。	所得金額＝収入金額－公的年金等控除額 ★5ページの 表2 を用いて算出します。	カ	⑦	
	業務	副収入による所得 原稿料、講演料またはネットオークションなど	給与（年末調整済）、公的年金等に係る所得以外で20万円以上となった副業収入です。	キ	⑧	9
	その他	生命保険契約に基づく年金、互助年金、シルバー人材センターからの配分金など、他の所得にあてはまらない収入	所得金額＝収入金額－必要経費 ★家内労働者等の場合、最高55万円まで経費が認められる特例があります。（詳しくは税務課市民税係へ）	ク	⑨	
総合譲渡	短期	土地、建物以外の資産（車輛、機械器具、特許権など）の譲渡による収入で所有期間が5年以下のもの	【短期】所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 【長期】所得金額＝（収入金額－必要経費－特別控除額）×1/2	ケ	⑪	10
	長期	土地、建物以外の資産（車輛、機械器具、特許権など）の譲渡による収入で所有期間が5年を超えるもの	★特別控除額は短期と長期を合わせて最高50万円です。	コ	★申告書うら面「10」欄で算出した合計額	
一時		生命保険、損害保険の満期返戻金などの収入	所得金額＝（収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円））×1/2	サ		

★分離課税に係る所得などのある方は、分離課税用の申告も必要になりますので、税務課市民税係までお問い合わせください。

表1 給与所得の計算

給与等の収入金額（税込）	A 円
--------------	------------

収入金額（ A ）	給与所得控除後の給与等の金額（ B ）
～550,999 円まで	0 円
551,000 円～1,618,999 円	A －550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	A ÷4(千円未満切捨て)×2.4 +100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円	A ÷4(千円未満切捨て)×2.8 － 80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	A ÷4(千円未満切捨て)×3.2 －440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	A ×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円～	A －1,950,000 円

所得金額調整控除		
(1) A が 850 万円を超え、ア.あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者（7ページ）である場合、またはイ. 23 歳未満の扶養親族を有する場合		
給与等の収入金額（ A の金額）	（最高 1,000 万円） 円	①
①－850 万円	円	②
所得金額調整控除額（②×0.1）	円	③
差引金額（②－③）	円	④
(2) 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の両方を有する場合で、 B と公的年金等の雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合		
B の金額	（最高 10 万円） 円	⑤
表2で求めた金額	（最高 10 万円） 円	⑥
（⑤＋⑥）－10 万円	円	⑦

※1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※所得金額調整控除（12 ページ）に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得の金額から控除します。

給与所得の金額（ B －（④＋⑦））	円	※所得金額調整控除の金額がない場合は B の金額を記入します。
---------------------------	---	--

例：給与収入 170 万円、所得金額調整控除額は無しの場合

170 万円÷4（千円未満切捨て）×2.4＋10 万円＝112 万円が給与所得額になります。

表2 公的年金等に係る雑所得の計算

公的年金等の収入金額	a 円
------------	------------

受給者の年齢	収入金額（ a ）	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満 （昭和 35 年 1 月 2 日以後生まれ）	～1,299,999 円	a －600,000 円	a －500,000 円	a －400,000 円
	～4,099,999 円	a ×0.75－275,000 円	a ×0.75－175,000 円	a ×0.75－75,000 円
	～7,699,999 円	a ×0.85－685,000 円	a ×0.85－585,000 円	a ×0.85－485,000 円
	～9,999,999 円	a ×0.95－1,455,000 円	a ×0.95－1,355,000 円	a ×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	a －1,955,000 円	a －1,855,000 円	a －1,755,000 円
65 歳以上 （昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれ）	～3,299,999 円	a －1,100,000 円	a －1,000,000 円	a －900,000 円
	～4,099,999 円	a ×0.75－275,000 円	a ×0.75－175,000 円	a ×0.75－75,000 円
	～7,699,999 円	a ×0.85－685,000 円	a ×0.85－585,000 円	a ×0.85－485,000 円
	～9,999,999 円	a ×0.95－1,455,000 円	a ×0.95－1,355,000 円	a ×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	a －1,955,000 円	a －1,855,000 円	a －1,755,000 円

※1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

例：65 歳以上の方で公的年金等以外の合計所得金額が 100 万円であり、年金収入が 350 万円の場合

350 万円×0.75－27 万 5 千円＝235 万円が公的年金等の雑所得額になります。

『所得から差し引かれる金額』について

記入順 3・4

所得控除の種類ごとに控除額を算出し、申告書の該当する欄に記入します。

※ひとり親、寡婦、勤労学生、障がい者、同一生計配偶者、扶養親族等に該当するかどうかは、**令和6年12月31日の現況**で判定します。ただし、対象の方が令和6年中に死亡した場合は、死亡時の現況で判定します。

種 類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の 記入欄																													
社 会 保 険 料 控 除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために、令和6年中に支払った社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）がある場合	支払った金額＝控除額 ★配偶者その他の親族が受け取る年金から差し引かれた国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料はあなたの控除の対象にはなりません。	おもて 面⑬																													
小規模 企業共 済等掛 金控除	令和6年中にあなたが支払った、小規模企業共済法に規定される共済契約の掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金がある場合	支払った金額＝控除額	おもて 面⑭																													
生 命 保 険 料 控 除	あなたや、あなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約または介護医療保険契約のうち、令和6年中にあなたが支払った保険料がある場合 ① 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等（新契約） <table><tr><td>A 一般生命保険料控除 控除限度額 28,000 円</td><td>支払金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>B 個人年金保険料控除 控除限度額 28,000 円</td><td>12,000 円以下</td><td>支払金額</td></tr><tr><td>C 介護医療保険料控除 控除限度額 28,000 円</td><td>12,001 円以上 32,000 円以下</td><td>支払金額×1/2+ 6,000 円</td></tr><tr><td></td><td>32,001 円以上 56,000 円以下</td><td>支払金額×1/4+14,000 円</td></tr><tr><td></td><td>56,001 円以上</td><td>28,000 円</td></tr></table> A+B+Cの合計額の控除限度額 70,000 円 (1 円未満切上げ) ② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） <table><tr><td>D 一般生命保険料控除 控除限度額 35,000 円</td><td>支払金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>E 個人年金保険料控除 控除限度額 35,000 円</td><td>15,000 円以下</td><td>支払金額</td></tr><tr><td></td><td>15,001 円以上 40,000 円以下</td><td>支払金額×1/2+ 7,500 円</td></tr><tr><td></td><td>40,001 円以上 70,000 円以下</td><td>支払金額×1/4+17,500 円</td></tr><tr><td></td><td>70,001 円以上</td><td>35,000 円</td></tr></table> D+Eの合計額の控除限度額 70,000 円 (1 円未満切上げ) ★①（新契約）、②（旧契約）両方の保険契約等がある場合、（ア）新契約のみ、（イ）旧契約のみ、（ウ）新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。ただし、（ウ）を選択される場合は、それぞれについて計算した控除額を合計した額が控除額となります。各控除の限度額は28,000 円、全体の上限額は70,000 円です。	A 一般生命保険料控除 控除限度額 28,000 円	支払金額	控除額	B 個人年金保険料控除 控除限度額 28,000 円	12,000 円以下	支払金額	C 介護医療保険料控除 控除限度額 28,000 円	12,001 円以上 32,000 円以下	支払金額×1/2+ 6,000 円		32,001 円以上 56,000 円以下	支払金額×1/4+14,000 円		56,001 円以上	28,000 円	D 一般生命保険料控除 控除限度額 35,000 円	支払金額	控除額	E 個人年金保険料控除 控除限度額 35,000 円	15,000 円以下	支払金額		15,001 円以上 40,000 円以下	支払金額×1/2+ 7,500 円		40,001 円以上 70,000 円以下	支払金額×1/4+17,500 円		70,001 円以上	35,000 円	おもて 面⑮
A 一般生命保険料控除 控除限度額 28,000 円	支払金額	控除額																														
B 個人年金保険料控除 控除限度額 28,000 円	12,000 円以下	支払金額																														
C 介護医療保険料控除 控除限度額 28,000 円	12,001 円以上 32,000 円以下	支払金額×1/2+ 6,000 円																														
	32,001 円以上 56,000 円以下	支払金額×1/4+14,000 円																														
	56,001 円以上	28,000 円																														
D 一般生命保険料控除 控除限度額 35,000 円	支払金額	控除額																														
E 個人年金保険料控除 控除限度額 35,000 円	15,000 円以下	支払金額																														
	15,001 円以上 40,000 円以下	支払金額×1/2+ 7,500 円																														
	40,001 円以上 70,000 円以下	支払金額×1/4+17,500 円																														
	70,001 円以上	35,000 円																														
地 震 保 険 料 控 除	《地震保険料》 損害保険契約等のうち、令和6年中にあなたがあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った地震等損害部分の保険料がある場合 <table><tr><td>支払金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>50,000 円以下</td><td>支払金額×1/2</td></tr><tr><td>50,001 円以上</td><td>25,000 円</td></tr></table> (1 円未満切上げ) 《旧長期損害保険料》 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上のもので、満期返戻金を支払う旨の特約があるもの）で平成19年以降に契約の変更をしていないものについて、令和6年中にあなたが支払った保険料がある場合 <table><tr><td>支払金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>5,000 円以下</td><td>支払金額</td></tr><tr><td>5,001 円～15,000 円</td><td>支払金額×1/2+2,500 円</td></tr><tr><td>15,001 円以上</td><td>10,000 円</td></tr></table> (1 円未満切上げ) ★一つの損害保険契約等が、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のいずれの契約にも該当する場合には、どちらか一つを選択してください。 ★地震保険料の控除と旧長期損害保険料の控除の両方がある場合は、それぞれについて計算した控除額の合計となります。(控除限度額 25,000 円)	支払金額	控除額	50,000 円以下	支払金額×1/2	50,001 円以上	25,000 円	支払金額	控除額	5,000 円以下	支払金額	5,001 円～15,000 円	支払金額×1/2+2,500 円	15,001 円以上	10,000 円	おもて 面⑯																
支払金額	控除額																															
50,000 円以下	支払金額×1/2																															
50,001 円以上	25,000 円																															
支払金額	控除額																															
5,000 円以下	支払金額																															
5,001 円～15,000 円	支払金額×1/2+2,500 円																															
15,001 円以上	10,000 円																															

所得から差し引かれる金額

種 類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																																												
ひとり親控除 ・ 寡婦控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、令和6年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない方）がいる単身者の場合、「ひとり親控除」が適用されます。 夫の死別後再婚していない方や夫の生死が明らかでない方の場合もしくは、夫と離婚後再婚していない方で扶養親族がいる場合、「寡婦控除」が適用されます。 ★令和6年分の合計所得金額が500万円以下の方に限ります。 ★住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などの記載がある方は対象外となります。 <table><tr><td colspan="6">あなた（女性の方）の合計所得金額 500万円以下に限る</td></tr><tr><td colspan="2">配偶関係</td><td>死別</td><td>離別</td><td colspan="2">未婚</td></tr><tr><td rowspan="3">扶養親族</td><td rowspan="2">有</td><td>子</td><td>30万円 (ひとり親)</td><td>30万円 (ひとり親)</td><td>30万円 (ひとり親)</td></tr><tr><td>子以外</td><td>26万円 (寡婦)</td><td>26万円 (寡婦)</td><td>—</td></tr><tr><td>無</td><td>26万円 (寡婦)</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> <table><tr><td colspan="6">あなた（男性の方）の合計所得金額 500万円以下に限る</td></tr><tr><td colspan="2">配偶関係</td><td>死別</td><td>離別</td><td colspan="2">未婚</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>有</td><td>子</td><td>30万円 (ひとり親)</td><td>30万円 (ひとり親)</td><td>30万円 (ひとり親)</td></tr></table> ※注意 性別に関係なく、「ひとり親控除」になります。	あなた（女性の方）の合計所得金額 500万円以下に限る						配偶関係		死別	離別	未婚		扶養親族	有	子	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)	子以外	26万円 (寡婦)	26万円 (寡婦)	—	無	26万円 (寡婦)	—	—	あなた（男性の方）の合計所得金額 500万円以下に限る						配偶関係		死別	離別	未婚		扶養親族	有	子	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)		おもて面⑰
あなた（女性の方）の合計所得金額 500万円以下に限る																																															
配偶関係		死別	離別	未婚																																											
扶養親族	有	子	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)																																										
		子以外	26万円 (寡婦)	26万円 (寡婦)	—																																										
	無	26万円 (寡婦)	—	—																																											
あなた（男性の方）の合計所得金額 500万円以下に限る																																															
配偶関係		死別	離別	未婚																																											
扶養親族	有	子	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)	30万円 (ひとり親)																																										
勤労学生控除	あなたが学生または生徒で、給与所得などの勤労による所得があり、令和6年分の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合 ★学生証などを提示または写しを添付してください。	26万円	おもて面⑱																																												
障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者及びその他の扶養親族が障害者である場合 <table><tr><td></td><td>身体障害者手帳</td><td>療育手帳</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>戦傷病者手帳</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>1・2級</td><td>A</td><td>1級</td><td>特別項症から第3項症まで</td></tr><tr><td>普通障害者</td><td>3級～6級</td><td>B</td><td>2・3級</td><td>上記以外</td></tr></table> ★手帳を提示または写しを添付してください。 ★手帳をお持ちでない場合でも、「障がい者控除対象者認定書」により控除の対象となる場合があります。 ★特別障害者があなたや同一生計配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としている場合、控除額に23万円が加算され、控除額は53万円となります。		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1・2級	A	1級	特別項症から第3項症まで	普通障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外	普通障害者… 26万円 特別障害者… 30万円 同居特別障害者の場合 … 53万円	おもて面⑱																													
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳																																											
特別障害者	1・2級	A	1級	特別項症から第3項症まで																																											
普通障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外																																											

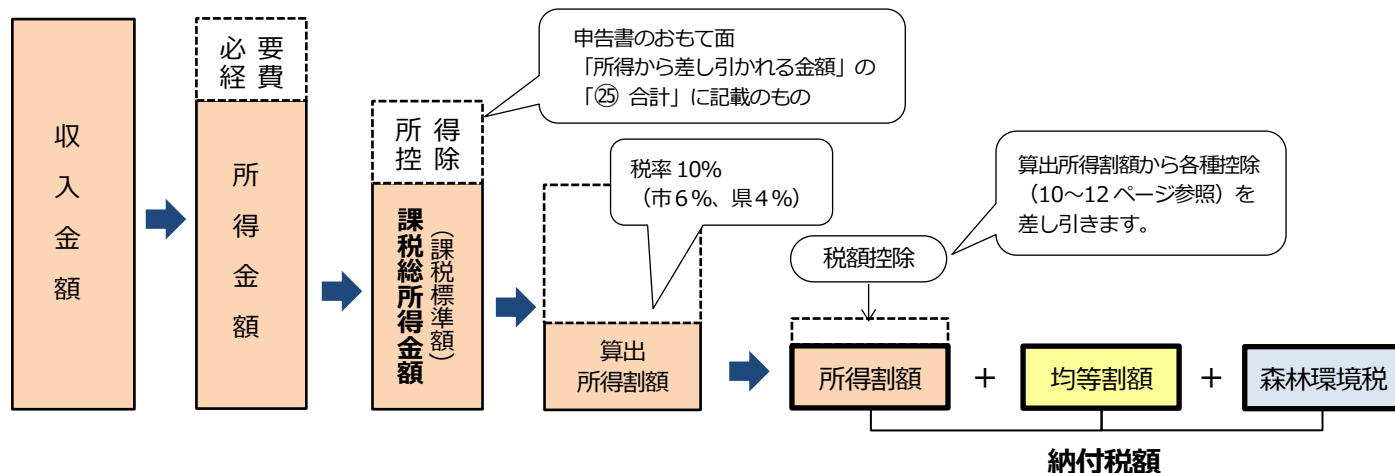
所得から差し引かれる金額

種 類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																																							
配 偶 者 控 除 注意 事業専従者は対象外です。	あなたと生計を一にする配偶者（令和6年分の合計所得金額が48万円以下）がいる場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">配偶者の合計所得金額及び年齢</th><th colspan="3">あなた（扶養する方）の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">48万円以下</td><td>配偶者が70歳未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>配偶者が70歳以上</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </tbody> </table> ★あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者（特別）控除を受けられません。 ★70歳未満は昭和30年1月2日以降生まれ、70歳以上は昭和30年1月1日以前生まれの方です。	配偶者の合計所得金額及び年齢		あなた（扶養する方）の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円		おもて面 ^⑱																						
配偶者の合計所得金額及び年齢				あなた（扶養する方）の合計所得金額																																						
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円																																						
	配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円																																						
配 偶 者 特別控除 注意 事業専従者は対象外です。	あなたと生計を一にする配偶者の令和6年分の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下であって、令和6年分のあなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなた（扶養する方）の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> </tbody> </table> ★夫婦で互いに配偶者特別控除を受けることはできません。	配偶者の合計所得金額	あなた（扶養する方）の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		おもて面 ^⑱
配偶者の合計所得金額	あなた（扶養する方）の合計所得金額																																									
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																							
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																							
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																							
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																							
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																							
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																							
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																							
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																							
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																							
扶養控除 ・ 16歳未満の扶養親族	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、令和6年分の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td><td>平成18年1月2日～平成21年1月1日 及び 昭和30年1月2日～平成14年1月1日までに生まれた方 （16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方）</td><td>33万円</td></tr> <tr> <td>特定扶養親族</td><td>平成14年1月2日～平成18年1月1日までに生まれた方 （19歳以上23歳未満の方）</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td><td rowspan="2">昭和30年1月1日以前に生まれた方 （70歳以上の方）</td><td>同居老親等扶養親族 45万円</td></tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族以外 38万円</td></tr> <tr> <td>年少扶養親族</td><td>平成21年1月2日～令和6年12月31日までに生まれた方 （16歳未満の方）</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ★親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。 ★同居老親等扶養親族とは、老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常としている方をいいます。 ★16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除は廃止されましたが、市民税・県民税、森林環境税の非課税基準額の算定や、各種手当などに影響しますので、扶養している場合は必ず記入してください。	種 類		控除額	一般扶養親族	平成18年1月2日～平成21年1月1日 及び 昭和30年1月2日～平成14年1月1日までに生まれた方 （16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方）	33万円	特定扶養親族	平成14年1月2日～平成18年1月1日までに生まれた方 （19歳以上23歳未満の方）	45万円	老人扶養親族	昭和30年1月1日以前に生まれた方 （70歳以上の方）	同居老親等扶養親族 45万円	同居老親等扶養親族以外 38万円	年少扶養親族	平成21年1月2日～令和6年12月31日までに生まれた方 （16歳未満の方）	—		おもて面 ^⑳ ※別居の扶養親族等がある場合は、うら面 ^㉒ 欄も記入します。																							
種 類		控除額																																								
一般扶養親族	平成18年1月2日～平成21年1月1日 及び 昭和30年1月2日～平成14年1月1日までに生まれた方 （16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方）	33万円																																								
特定扶養親族	平成14年1月2日～平成18年1月1日までに生まれた方 （19歳以上23歳未満の方）	45万円																																								
老人扶養親族	昭和30年1月1日以前に生まれた方 （70歳以上の方）	同居老親等扶養親族 45万円																																								
		同居老親等扶養親族以外 38万円																																								
年少扶養親族	平成21年1月2日～令和6年12月31日までに生まれた方 （16歳未満の方）	—																																								
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th><th>控除額</th><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td><td>2,500万円超</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	—		おもて面 ^㉑																											
合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額																																							
2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																							
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	—																																							
雑損控除	あなたや、令和6年分の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害・盗難及び横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 ※税務署で申告をお願いします。	「C 差引損失額（A 損害金額－B 保険金などで補填される金額）」を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① Cの金額－（総所得金額等の合計額×10%） ② Cの金額のうち災害関連支出の合計額－5万円	おもて面 ^㉓																																							

種 類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄
医療費控除	①医療費控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、令和6年中にあなたが支払った医療費がある場合	《総所得金額等（10 ページ参照）が 200 万円以上の方》 (支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－10 万円 《総所得金額等が 200 万円未満の方》 (支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等×5%) (限度額 200 万円)	おもて面②4
	②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） 上記①に該当する方で、あなたが、令和6年中に健康増進及び疾病予防のために一定の取組を行っており、かつ、対象医薬品（スイッチ OTC 医薬品※）の購入費がある場合 ※医師によって処方される医薬品から、ドラッグストアなどで購入できるよう転用された医薬品	支払ったスイッチ OTC 薬の総額－12,000 円 (限度額 88,000 円)	

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

課税総所得金額に係る市民税・県民税・森林環境税の計算イメージ



税 率 ・ 税 額

【所得割】

市民税	県民税
6 %	4 %

【均等割】

市民税	県民税
3,000 円	1,000 円

【森林環境税】

国税
1,000 円

【分離課税所得】

区 分				市民税	県民税
土地建物等の譲渡所得	短期	一般所得分		5.4%	3.6%
		軽減所得分（国等への譲渡）		3%	2%
	長期	一般所得分		3%	2%
		特定所得分 （優良住宅地・収用等）	2,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2,000 万円超の部分	3%	2%
		軽減所得分 （居住用財産）	6,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
			6,000 万円超の部分	3%	2%
	株式等の譲渡所得		一般株式等	3%	2%
上場株式等			3%	2%	
上場株式等の配当等				3%	2%
先物取引に係る雑所得等				3%	2%
退職所得				6%	4%
山林所得				6%	4%

市民税・県民税に係る税用語

- 合計所得金額 … 純損失、雑損失の繰越控除**前**の次の所得の合計額です。
 総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額（特別控除適用前）、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得、山林所得
 ★市民税・県民税均等割の非課税判定、扶養判定、配偶者控除・配偶者特別控除・ひとり親（寡婦）控除、障害者控除、未成年者、勤労学生控除の所得要件などの基準となります。
- 総所得金額等 … 上記の合計所得金額に各損失の繰越控除の適用をした**後**の金額をいいます。
 ★市民税・県民税所得割の非課税判定（均等割は課税）、雑損控除・医療費控除の算定、寄附金控除の所得要件などの基準となります。
- 合計課税所得金額 … 課税総所得金額（9ページ参照）、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

市民税・県民税・森林環境税が課税されない方

	扶養親族がいる方	扶養親族がいない方
均等割、森林環境税が課税されない方	合計所得金額が次の金額以下の場合 28万円×（扶養親族数＋1）＋26万8千円	合計所得金額が38万円以下の場合
所得割が課税されない方	総所得金額等が次の金額以下の場合 35万円×（扶養親族数＋1）＋42万円	総所得金額等が45万円以下の場合
均等割、所得割、森林環境税が課税されない方	○生活保護法の規定による生活扶助を賦課期日時点で受けている方 ○障がい者、未成年者（平成19年1月3日以降に生まれた方）、ひとり親または寡婦で、合計所得金額が135万円以下の方	

★非課税基準額の算定に用いる扶養親族は、同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む。）です。

市民税・県民税の税額控除等について

寄附金税額控除

令和6年中に支払った都道府県・市区町村（ふるさと納税）、新潟県共同募金会・日本赤十字社新潟県支部、新潟県県税条例及び十日町市税条例において指定する団体への寄附金について、次の(1)、(2)の計算方法で算出した額を、市民税・県民税の所得割額から控除します。

申告書うら面 **15** 欄に団体ごとの寄附金額を記入してください。

【寄附金税額控除額の計算方法】

(1)都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）

寄附金税額控除額 = 基本控除額 (1) + 特例控除額 (2)

①基本控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 10% <市民税6%・県民税4%>

②特例控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021) <市民税3/5・県民税2/5>

★所得税の限界税率とは、寄附者の所得税を計算する際に適用される税率であり、5～45%となります。

★控除対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。（ただし、(2)の寄附金との合計額）

★②特例控除額の限度額は、市民税・県民税所得割額から調整控除額を引いた額の20%です。

★確定申告または市民税・県民税・森林環境税申告をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用がなかったものとみなされますので、必ず上記の申告書に必要事項を記入してください。（ワンストップ特例制度を申請していても、**上記の申告書に記載がない場合は、寄附金税額控除が適用されません。**）

※ワンストップ特例制度が適用される場合は、上記①、②のほか控除額があります。

(2)都道府県・市区町村以外への寄附金

寄附金税額控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 10% <市民税6%・県民税4%>

★控除対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。（ただし、(1)の寄附金との合計額）

配当控除

申告された配当所得の金額に下表の率をかけた額を所得割額から控除します。ただし、上場株式等の配当所得を分離課税として申告した場合、配当控除の適用はありません。

種類		課税総所得金額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

令和 6 年中の上場株式等の配当や上場株式等の譲渡益から特別徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。〈市民税 3/5・県民税 2/5〉

申告書うら面 **13** 欄に特別徴収された額を記入してください。

調整控除

所得税と市民税・県民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から、次の額を減額します。ただし、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は調整控除の適用外となります。

【調整控除額の算出方法】

区 分	合計課税所得金額(10 ページ参照)が 200 万円以下の方	合計課税所得金額が 200 万円超の方
算 出 方 法	①と②のいずれか小さい額×5% (市民税3%・県民税2%) ①人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額	[人的控除の差の合計額－(合計課税所得金額－200 万円)]×5% (市民税3%・県民税2%) ※ ただし、この額が 2,500 円未満の場合は、 2,500 円 (市民税 1,500 円 県民税 1,000 円)

【人的控除の差】 ※印は、調整控除の算出等に使用する金額のため所得税の所得控除額との差と一致しません。

控除の種類			金額	控除の種類			金 額
障害者 控 除	普通	1 万円		納税者の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下
	特別	10 万円		配偶者 控 除	一般	5 万円	4 万円
	同居特別	22 万円			老人	10 万円	6 万円
ひとり親控除	父	※1 万円		配 偶 者 特 別 控 除	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円
	母	5 万円					
寡婦控除		1 万円			50 万円以上 55 万円未満	※3 万円	※2 万円
勤労学生控除		1 万円					
基礎 控除	2,400 万円以下	5 万円		扶 養 控 除	一般	5 万円	老人
	2,400 万円超 2,450 万円以下	※5 万円					
	2,450 万円超 2,500 万円以下	※5 万円			特定	18 万円	同居老親

住宅借入金等特別税額控除

令和6年分の所得税において平成21年1月1日から令和7年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、次の①と②のいずれか少ない金額を所得割額から控除します。〈市民税3/5・県民税2/5〉

① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除することができなかった額

入居した年月	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月 (注1)	令和4年1月～令和7年12月 (注2)(注3)
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

※表中のAは所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。

(注1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限り、

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(注1)の場合の控除限度額と同じとなります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。
なお、控除期間について、一定の省エネ基準を満たす新築住宅等に令和4年から令和7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年または令和5年に入居した場合は13年間、令和6年または令和7年に入居した場合は10年間となり、既存住宅については令和4年から令和7年までに入居した場合は10年間となります。

(注4) 令和6年度税制改正により、子育て世帯（19歳未満の子を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和6年に入居する場合には、令和4年・5年入居の限度額が維持されます。

また、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日までに延長されます。

改正前（令和6年・7年入居）

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後（令和6年入居の場合）

新築・買取再販住宅		認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH 水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等	5,000 万円※	4,500 万円※	4,000 万円※
	それ以外	4,500 万円	3,500 万円	3,000 万円

※令和4年・5年入居の限度額

所得金額調整控除

(1)、(2)のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの算式(★)で計算した金額を給与所得から控除します（申告書うら面 **16** 欄に記入してください）。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア、イのいずれかに該当する場合（租税特別措置法第41条の3の3第1項）

ア. あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者（7ページ）に該当する

イ. 23歳未満の扶養親族を有する

★（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%

(2) 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の両方を有する場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合（租税特別措置法第41条の3の3第2項）

★（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））－10万円